

[事案 2024-101] 新契約無効請求

・令和7年5月21日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年5月に契約した終身保険について、入院費用を全て賄える保険との説明を受けて加入したにもかかわらず、入院給付金は日額1,500円しか支払われず、また、知らない間に死亡保険にも加入させられていたため、契約を無効とし、既払込保険料から受領済の解約返戻金等を控除した金額の返還を求める。

<保険会社の主張>

仮に契約内容について錯誤があったとしても、契約内容は設計書に記載があり明らかであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、日本在住となって30年以上経つものの、日本語能力に若干の疑問が残る。募集人は、申立人から特段の質問がなかった、日本語能力についても特段の問題がなかったと思うと陳述しているが、特に保険商品は国による違いがあり、漢字、ひらがな、カタカナがある日本語においては、会話ができることと、文字を読めるということには別次元の語学力が必要であると言える。そのような観点から鑑みると、募集人は、もう少し丁寧な説明や、踏み込んだ形で、申立人の理解度や、日本語能力の確認等をする配慮が必要であった。
- (2) 保険会社の社内ルールでは、通常、日本語の理解能力が十分でない可能性がある場合には、募集を差し控えることや、家族などの同席を求めるなどの対応が必要となっているが、本件では加入時に本当に加入することが可能なのか、募集を差し控えるケースに該当しないのかを検討する必要もあったと言える。